

平成22年度大原3号線舗装工事(3工区)特記仕様書 2

施工条件明示書

項目	条件	内容	施工方法	備考
1. 工程関係				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○有 ●無			
(2) 施工時期による制限	○有 ●無			
(3) 関係機関等との協議の未成立	○有 ●無			
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の不可	○有 ●無			
2. 公害対策関係				
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○有 ●無			
3. 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	●有 ○無	所轄警察と80条協議により決定	交通誘導員を配置すること。	
(2) 古用埋設物との接近工事による施工方法、作業時間の制限	○有 ●無			
4. 排水工関係				
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○有 ●無			
5. 建設副産物対策関係				
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。尚、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。又、処理・処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。			
(2) 建設発生土	処理・処分	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離
	●有 ○無	監督員の指示の場所		6.5km
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分			
	コンクリート塊	○有 ●無		km
	アスファルト塊	●有 ○無	中間処理施設	再資源化处理
	建設発生木材	○有 ●無		4.1km
	建設汚泥	○有 ●無		km
	その他	○有 ●無		km
(4) 再生材の利用	●有 ○無	種類・数量	再生AS安定処理	
6. 工事現場のイメージアップ				
	○有 ●無	内容		
7. 品質証明				
	○有 ●無	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-8によること。		
8. 標準的な設計図書による発注方式				
	○有 ●無	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-13によること。		
9. 資材関係				
(1) 生コンクリート	生コンクリートは、別に指定のある場合を除き、高炉セメントB種(JIS R 5211)の使用を原則とする。但し、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不適当であると判断するに足りる合理的理由がある場合は、別途監督職員と協議すること。 高炉セメントを用いた生コンクリートを用いるにあたり、JIS規格製品以外を使用する場合は、宮城県土木部共通仕様書に基づき、請負者は配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督職員に提出し、確認を得なければならないものとする。 生コンクリートの使用にあたっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。			
(2) 宮城県グリーン製品の利用	○有 ●無	1. 暗渠排水管、汚泥醗酵肥料、植生基盤材等、視線誘導標		
	○有 ●無	2. 盛土材、埋め戻し材		
	○有 ●無	3. その他( )		
(3) 県産木材製品の利用	①木製工事名表示板枠(既製品)を用いる場合は、宮城県グリーン製品を用いること。 ②県産木材製品を用いる場合は、優良宮城材を用い証明できる資料を添付した材料承諾書を監督職員に提出すること。			
10. 貸与資料				
	●有 ○無	本仕様書によるもののほか、工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。		
		貸与資料(測量成果簿等)		
		貸与資料( )		
11. 舗装工事の下請け制限について				
	●有 ○無	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。(舗装単独工事の場合に限る)		

特記事項

項目	内容	施工方法	備考
1. 追加事項 1			
(1) 舗装版破砕以降表層工仕上がりまでの段差解消について	起終点・マンホール・取付・宅地道路・田んぼ乗入の段差については、アスファルト等で段差解消すること。		
(2) ジョイントシールの施工について	表層のセンタージョイント及び起終点・取付道についてはジョイントシーンを施すこと。(乗入部は除く。)		
(3) 路肩整形について	表層工が完成したら、路面排水に支障がないよう、路肩整形を施すこと。		
(4) 終点側の舗装について	終点の舗装については、50cm位長めに舗装すること。		
(5) 補助事業について	本工事は、防衛省の補助により実施するものである。		